

鹿児島海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、当該海区漁場計画の変更内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、免許予定日及びその申請期間を定めた。

令和7年12月1日

鹿児島県知事 塩田康一

第1 漁場計画の変更内容

鹿児島海区漁場計画
別添のとおり

第2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

- 1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
鹿児島海区漁場計画について、計画を変更することは適当との意見であった。
- 2 漁場の図面：別添のとおり
- 3 漁業の免許予定日：令和8年3月1日
- 4 申請期間：令和7年12月21日から令和8年1月20日まで

第3 その他

この公示の別添は、鹿児島県ホームページで公開する。
(ホームページアドレス)
<https://www.pref.kagoshima.jp/af05/reiwa5nenngyogyoukenkirikae.html>